

告 示

埼玉県告示第千三十五号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

春日部市全域（六十六平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月十五日まで